

安全管理規程実施細則

(運航基準)

平成31年4月10日
(一部改正 令和2年2月28日 港客第216号)
(一部改正 令和5年3月16日 港客第130号)

能古～姪浜航路
(能古～博多ふ頭)

目 次

第1章	目的	・・・・	1
第2章	運航の可否判断	・・・・	1
第3章	船舶の航行	・・・・	4

第1章　目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、能古～姪浜航路（能古～博多ふ頭）の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章　運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。ただし、第5条に定める狭視界出入港配置とし、かつ、発航後における基準速力を減じて航行する場合は、視程300mまで発航できるものとする。

発航地	気象・海象	風速	波高	視程
能古・博多ふ頭	13m/s以上	1. 3m以上	400m以下	

2 船長は、発航前において、発航中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速　13m/s以上	波高　1.3m以上
------------	-----------

3 船長は、発航前において、当該発航地に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるとときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 発航地	発航地に近接した海域	視 程
能 古	能古桟橋から防波堤外	400m 以 下
博多ふ頭	博多ふ頭桟橋から防波堤外	

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難とならおそれがあり又は搭載貨物転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるとときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 浪
13 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波 高 1.3 m以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、反転又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的地への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風速 13 m/s 以上	波高 1.3 m 以上
--------------	-------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 400 m 以下

（入港の可否判断）

第4条 船長は、入港予定地付近の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。ただし、第5条に定める狭視界出入港配置とし、かつ、入港時における基準速力を減じて航行する場合は、視程300mまで入港できるものとする。

気象・海象 入港地	風速	波高	視程
能古・博多ふ頭	13 m/s 以上	1.3 m 以上	400 m 以下

（運航の可否判断等の記録）

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を記録簿及び運航日誌に記録するものとし、運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。なお、大きな状況変化がない場合の運航の可否判断については、適時まとめて記載することができる。

第3章 船舶の航行

(航海配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狹視界出入港配置
- (3) 通常航海配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等。）
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地並びに主要地点間の所要時間。)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき区間
- (5) 通航船舶、漁港等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路の1経路とする。

- 2 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

レインボーのこ

速 力 区 分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最 微 速	7. 6 ノット	650 r p m
	微 速	8. 3	700
	半 速	8. 9	750
	全 速	11. 3	1, 000
航 海 速 力		9. 5	800

フライバーのこ

速 力 区 分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最 微 速	4. 0 ノット	400 r p m
	微 速	6. 0	450
	半 速	8. 6	700
	全 速	10. 37	900
航 海 速 力		9. 5	800

ゆうなみ

速 力 区 分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最 微 速	7. 0 ノット	545 r p m
	微 速	14. 0	1, 100
	半 速	18. 0	1, 390
	全 速	25. 0	1, 760
航 海 速 力		22. 0	1, 600

なのつ

速 力 区 分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最 微 速	6. 5 ノット	5 7 5 r p m
	微 速	1 0. 0	9 0 0
	半 速	1 5. 0	1, 5 0 0
	全 速	2 7. 0	1, 9 7 0
航 海 速 力		2 7. 0	1, 9 7 0

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰性等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者及び副運航管理者の連絡は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連絡方法
(1) 通常の場合	客船事務所 (博多・姪浜)	業務無線 携帯電話
(2) 緊急の場合		国際VHF無線 業務無線 携帯電話

連絡方法の詳細については別紙（次ページ）通信連絡表のとおりとする。

(入港前点検)

第10条 船長は、入港着棧前の桟橋手前500mを目安とし、入港地の状況に応じた安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

(基準経路変更の記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準経路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航日誌等に記録するものとする。